

# かごしま子ども未来プラン2025（素案）

## 目次

<b>第1章 計画の策定について</b> .....	<b>5</b>
<b>1 計画の位置づけ</b> .....	<b>5</b>
<b>2 計画策定の趣旨</b> .....	<b>5</b>
(1) 「こども計画」, 「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨.....	5
(2) 包含する各計画の策定趣旨 .....	6
<b>3 計画の期間</b> .....	<b>8</b>
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	<b>9</b>
<b>1 少子化をめぐる状況</b> .....	<b>9</b>
(1) 人口と人口構造の推移.....	9
(2) 婚姻の状況.....	12
(3) 子どもの数.....	17
(4) 就労.....	26
(5) 仕事と育児の両立.....	31
(6) 気運の醸成.....	43
<b>2 母子及び父子並びに寡婦の状況</b> .....	<b>44</b>
(1) ひとり親世帯の状況.....	44
(2) 寡婦世帯の状況 .....	45
(3) 支援事業の実施状況.....	47
<b>3 子どもの貧困の状況</b> .....	<b>49</b>
(1) 全国の相対的貧困率等.....	49
(2) 生活保護受給世帯等.....	51
(3) 進学率, 就職率 .....	52
(4) 就学援助.....	53
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果.....	55
<b>4 子どもの状況</b> .....	<b>61</b>
(1) 学習状況.....	61
(2) 体力 .....	62
(3) 児童虐待.....	64
(4) 安心・安全.....	65
(5) 携帯電話, スマートフォン .....	71
(6) かごしま地域塾 .....	73
(7) 居場所（ほっとできる場所, 居心地のよい場所など） .....	73
(8) 医療的ケア児・者の状況.....	74
<b>5 母子保健の状況</b> .....	<b>76</b>
(1) 妊娠届の状況.....	76

(2) 乳児死亡・新生児死亡 .....	76
(3) 周産期死亡 .....	77
(4) 低出生体重児 .....	78
(5) 人工妊娠中絶 .....	79
(6) 性感染症 .....	79
(7) 妊娠中の妊婦の喫煙率 .....	80
(8) 自殺 .....	80
(9) むし歯 .....	81
(10) 母子保健サービス等の提供の状況 .....	81
(11) 予防接種率 .....	84
<b>6 教育・保育等の状況 .....</b>	<b>85</b>
(1) 教育・保育施設の状況 .....	85
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	88
(3) 保育士等の確保 .....	94
<b>第3章 これまでの取組と成果 .....</b>	<b>96</b>
<b>1 これまでの取組と成果 .....</b>	<b>96</b>
<b>2 目標達成状況 .....</b>	<b>97</b>
(1) 重点数値目標 .....	97
(2) 包含する計画において掲げる目標値 .....	98
(3) その他 .....	100
<b>第4章 計画の基本理念と推進体制 .....</b>	<b>101</b>
<b>1 基本理念、基本目標及び施策の方向 .....</b>	<b>101</b>
<b>2 施策体系 .....</b>	<b>102</b>
<b>3 推進体制 .....</b>	<b>104</b>
(1) 県の推進体制 .....	104
(2) 県民との協働 .....	104
(3) 市町村との連携 .....	104
<b>4 点検、評価、見直し .....</b>	<b>104</b>
(1) 点検、評価 .....	104
(2) 見直し .....	104
<b>第5章 施策の方向 .....</b>	<b>105</b>
<b>施策の方向 1 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり .....</b>	<b>105</b>
基本施策 (1) 総合的な結婚支援の推進 .....	105
基本施策 (2) 健やかな妊娠・出産への支援 .....	107
基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保 .....	114
<b>施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり .....</b>	<b>119</b>
基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成 .....	119
基本施策 (2) 地域における子育ての支援 .....	122

基本施策 (3) 保育士等の人材確保.....	137
基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減.....	141
基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり.....	144
<b>施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり.....</b>	<b>149</b>
基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進.....	149
基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり.....	154
基本施策 (3) 特別支援教育の充実.....	156
基本施策 (4) 幼児教育の充実.....	158
基本施策 (5) 郷土教育の推進.....	160
基本施策 (6) 家庭教育の充実.....	162
基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成.....	165
<b>施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり.....</b>	<b>170</b>
基本施策 (1) 子ども・若者の権利の尊重.....	170
基本施策 (2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消.....	173
基本施策 (3) 児童虐待防止対策の充実.....	175
基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり.....	179
基本施策 (5) 子どもの居場所づくり.....	196
基本施策 (6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援.....	199
基本施策 (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進.....	201
基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援.....	206
基本施策 (9) 社会的養育の充実・強化.....	210
<b>施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり.....</b>	<b>212</b>
基本施策 (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進.....	212
基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進.....	214
基本施策 (3) 雇用の場の確保.....	217
<b>施策の方向及び基本施策と各計画の関係.....</b>	<b>220</b>
<b>第6章 子ども・子育て支援新制度の推進.....</b>	<b>221</b>
<b>1 区域の設定.....</b>	<b>221</b>
(1) 趣旨.....	221
(2) 内容.....	221
<b>2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策.....</b>	<b>222</b>
(1) 各区域.....	222
(2) 県計(参考値).....	243
(3) 県の認可, 認定に係る需給調整の考え方.....	244
<b>3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制.....</b>	<b>245</b>
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方.....	245
(2) 教育・保育の必要性と推進方策.....	245
(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携.....	245

(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上.....	245
<b>4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 .....</b>	<b>246</b>
(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整.....	246
(2) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員設定時等の調整.....	246
<b>5 教育・保育に従事する者の確保.....</b>	<b>246</b>
<b>6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携</b>	<b>246</b>
<b>7 地域子ども・子育て支援事業の推進.....</b>	<b>247</b>
(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援 .....	247
(2) 市町村における取組計画.....	247
(4) 放課後児童健全育成事業の推進.....	248
<b>8 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表.....</b>	<b>249</b>
<b>第7章 数値目標.....</b>	<b>250</b>
<b>1 重点数値目標 .....</b>	<b>250</b>
<b>2 包含する計画において掲げる数値目標.....</b>	<b>251</b>
(1) 母子保健を含む成育医療等に関する計画.....	251
(2) 子どもの貧困解消対策計画 .....	252
(3) 子ども・若者計画.....	252
(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画.....	252
(5) 放課後児童対策に係る県行動計画.....	252
<b>3 その他 .....</b>	<b>253</b>

## 第1章 計画の策定について

### 1 計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」として策定します。

本計画は、本県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための指針とするものです。

また、本計画は、以下の計画を包含します。

- 成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ① ● こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困解消対策計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- 放課後児童対策に係る県行動計画

かごしま未来創造ビジョン、鹿児島県地域福祉計画、鹿児島県障害者計画、鹿児島県教育振興基本計画、鹿児島県社会的養育推進計画など、県が策定する子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和が保たれた計画としています。

### 2 計画策定の趣旨

#### (1) 「こども計画」、「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨

本県においては、少子化対策として、2005（平成17）年度から「かごしま子ども未来プラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

しかしながら、本県の出生数は、昭和24年の64,016人をピークに、年々減少傾向にあり、令和5年は9,868人と1万人を下回り、過去最少となっています。

出生数の減少が予想を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかからない中、少子化の進行は、地方における人手不足の深刻化や地域の活力低下を招くことから、子育て支援については優先的に解決すべき課題と考えております。

国においては、2003（平成15）年から「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援計画を計画的に推進するとともに、子ども・子育て支援等の充実を図るため、2012（平成24）年8月に子ども・子育て関連3法を制定、2015年（平成27）年4月に子ども・子育て支援制度が本格施行されました。

また、2017（平成29）年に公表した「子育て安心プラン」や、2018（平成30）年に策定した「新・放課後子ども総合プラン」などにより、女性就業率の上昇に対応した保育等の受け皿整備を行うとともに、2018（平成30）年に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現できる働き方改革も進められてきました。

さらに、令和5年4月には「こども基本法」が施行されるとともに、同年12月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化した「こども大綱」が同法に基づき策定され、今後5年程度のこども政策の基本方針や重要事項がとりまとめられたところで

和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

県においては、社会情勢の変化や国の大綱を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「子ども・若者計画」を策定しました。

### ②③④資料3-3「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」参考

#### ③ 子どもの貧困解消対策計画 ⑤⑥⑦資料3-2「こども大綱」参考

本県においては、2013（平成25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に支援するため「子どもの貧困対策計画」（「かごしま子ども未来プラン2015」に包含）を策定し、5年ごとに見直しを行っているところです。

②③ 2024（令和6）年6月に同法が改正され、子どもの貧困の解消に向けた対策について、妊娠・出産から子どもが大人になるまでの各段階における支援を切れ目なく行うことなどが示されました。

⑤ 子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む必要があります。

④⑥⑦ 県においては、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等の子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困解消対策計画」を策定しました。

#### ④ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

本県においては、2003（平成15）年4月に施行された「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」に基づき、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、自立を支援するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するために、「母子家庭等寡婦自立促進計画」を策定し、「かごしま子ども未来プラン（鹿児島県次世代育成支援対策行動計画）」の中に盛り込んだところです。

その後、2012（平成24）年8月に子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法が制定され、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、その中に母子家庭等及び寡婦自立促進計画を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援の推進のための様々な施策に取り組んできたところです。

本県のひとり親家庭は2020（令和2年）年時点では14,222世帯、また、寡婦世帯は、同時点で91,484世帯となっており、県全体（72万8,179世帯）の約13%を占めています。

また、2023（令和5）年に県が実施した「かごしま子ども調査」によると、母子世帯における等価世帯収入が中央値の2分の1（118.75万円）未満の世帯の割合が約5割近くを占めるなど、他の世帯類型と比べて、母子世帯は特に世帯収入が低い傾向にあります。

さらに、前述の世帯と等価世帯収入が118.75万円以上237.5万円未満の世帯を合算すると母子世帯、父子世帯では約9割近くを占めていますが、二人親世帯は約4割であり、二人親世帯とひとり親世帯には、世帯収入の面で大きな差異があります。

このようなことから、ひとり親家庭等の自立を支援するためには、引き続き、就業支援や経済的支援等に計画的に取り組んでいく必要があります。

そこで、県においては、全てのひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件並びに、ひとり親家庭の親及び寡婦の健康で文化的な生活を確保するため生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な

### 3 子どもの貧困の状況

#### (1) 全国の相対的貧困率等

相対的貧困率及び子どもの貧困率ともにおおむね右肩あがりて上昇して、2012（平成24）年に相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%と最も高くなっています。それ以降は緩やかに下がってきており、直近の2021（令和3）年は、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。

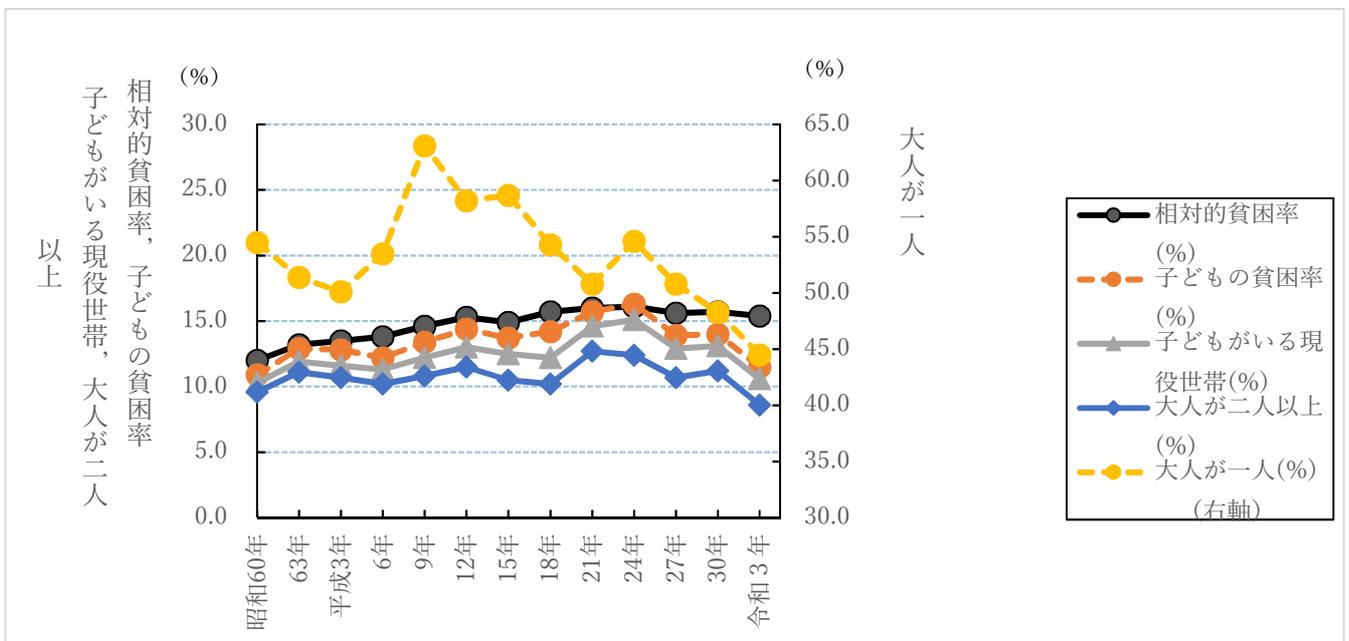
子どもがいる現役世帯については、10.6%となっており、そのうち、大人が一人の世帯では44.5%、大人が二人以上の世帯では、8.6%となっています。

図表-70 貧困率等の年次推移

	昭和60年	63年	平成3年	6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年	30年	令和3年
相対的貧困率(%)	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6	15.7	15.4
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が一人(%)	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が二人以上(%)	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6
中央値(万円)(a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245	248	254
貧困線(万円)(a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	124	127

資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」

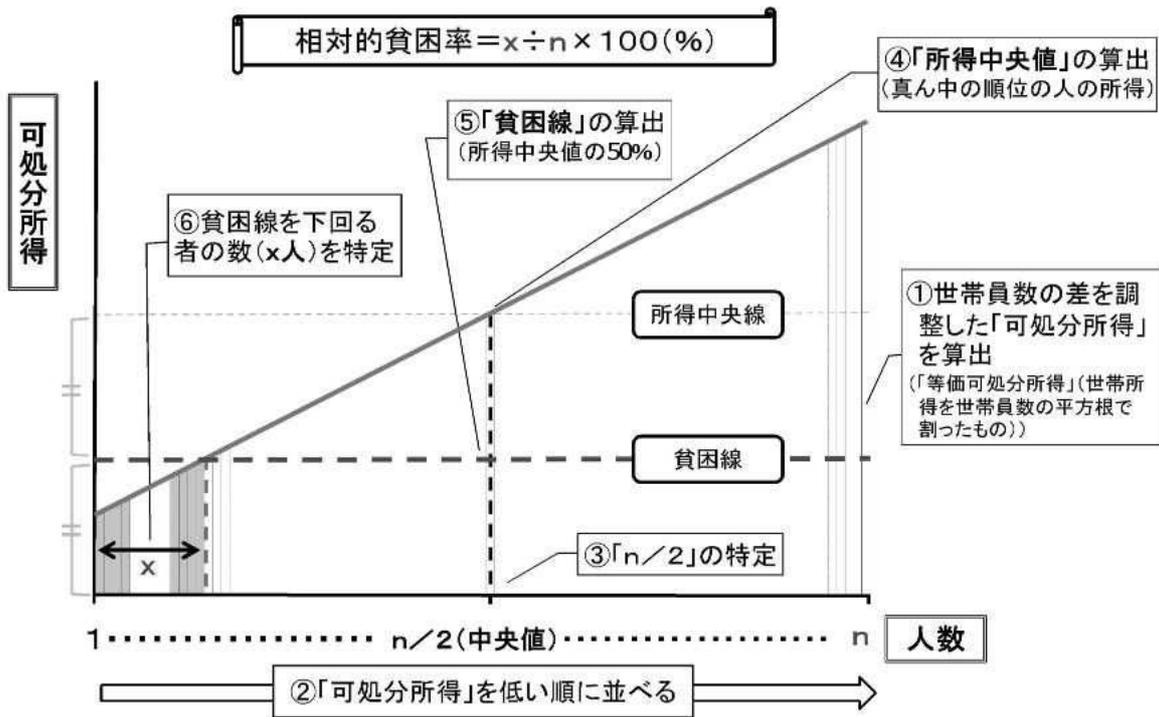
図表-71 相対的貧困率及び子どもの貧困率



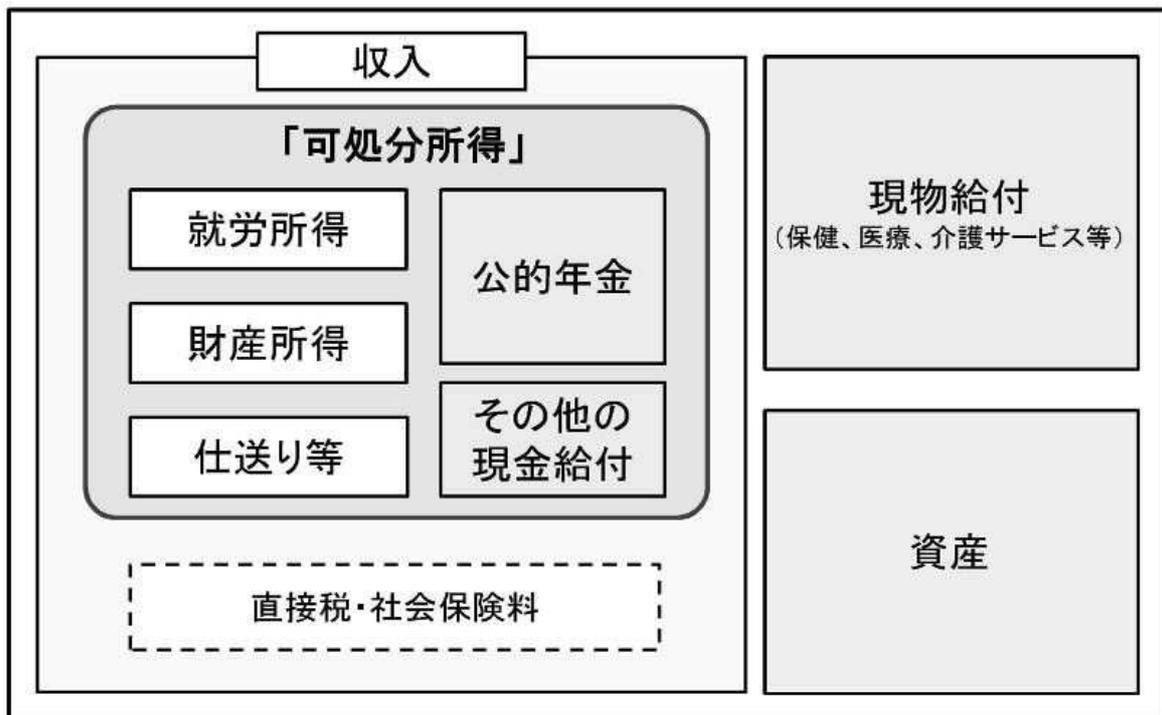
資料：厚生労働省「2022（令和4）年国民生活基礎調査」

(参考) 相対的貧困率

所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」を下回る所得しか得ていない者の割合。)



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



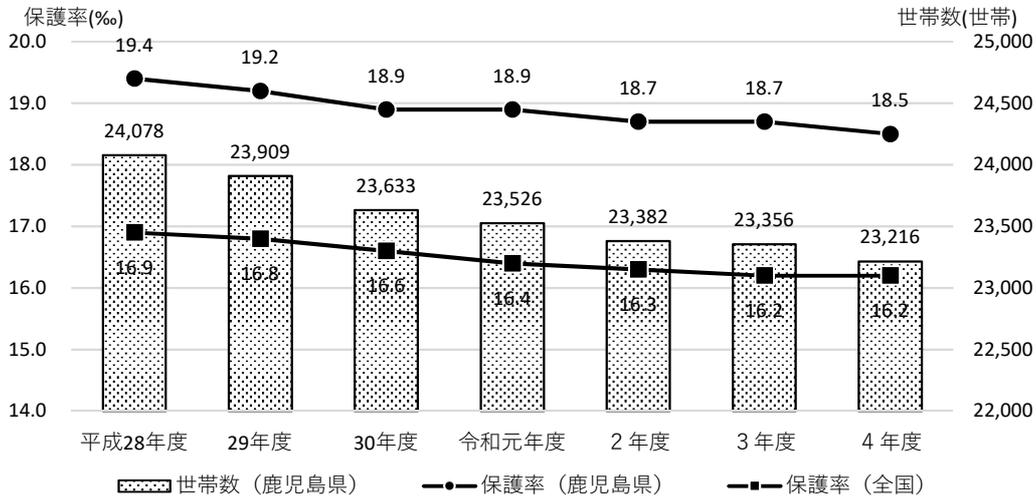
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護受給世帯等

① 生活保護世帯数及び保護率

本県の生活保護世帯数及び保護率は、おおむね横ばいで推移しており、2022（令和4）年度の生活保護世帯数は23,216世帯、保護率は18.5%となっており、全国の16.2%よりも2.3ポイント高くなっています。

図表- 72 生活保護世帯の推移



資料：厚生労働省「被保護者調査」

② 生活保護世帯の子どもの数

本県の生活保護世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、毎年減少しているものの、2022（令和4）年は2,777人となっており、被保護人員全体の約1割を占めます。

図表- 73 生活保護世帯の子どもの数の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0～19歳	被保護人員(a)	3,350人	3,223人	3,073人	2,900人	2,777人
	対前年増減	▲5.3%	▲3.8%	▲4.7%	▲5.6%	▲4.2%
総数	被保護人員(b)	30,094人	29,769人	29,315人	28,848人	28,478人
	対前年増減比	▲2.2%	▲1.1%	▲1.5%	▲1.6%	▲1.3%
19歳以下の構成比(a/b)		11.1%	10.8%	10.5%	10.1%	9.8%

※各年7月31日現在の人員

資料：厚生労働省「被保護者調査」

## (3) 進学率、就職率

## ① 生活保護世帯の進学率、就職率

本県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で、95.0%となっており、県全体の進学率 98.9%に比べ、3.9 ポイント低くなっています。高等学校等卒業後の進学率も 37.2%と県全体の進学率 72.9%に比べ、35.7 ポイント低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年で、0.5%となっており、高等学校等卒業後の就職率は、49.0%となっています。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、2023（令和5）年で2.5%となっており、県全体の中退率 1.6%を 0.9 ポイント上回っています。

図表- 74 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	生活保護世帯	94.8%	94.1%	94.9%	92.6%	95.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	生活保護世帯	0.9%	0.5%	1.0%	0.9%	0.5%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	生活保護世帯	28.5%	32.6%	35.5%	33.3%	37.2%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	生活保護世帯	54.7%	54.7%	50.3%	47.4%	49.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出

※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

図表- 75 生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯	4.7%	3.6%	2.4%	3.8%	2.5%
県	2.1%	1.5%	1.5%	1.6%	1.6%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

## ② 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

本県の児童養護施設<sup>(注7)</sup>入所児童の中学校卒業後の進学率は、2023（令和5）年で100.0%となっており、県全体の進学率の98.9%に比べ1.1 ポイント高くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率は40.0%と、県全体の進学率の72.9%に比べ32.9 ポイント低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の就職率は、2023（令和5）年は0.0%、高等学校卒業後の就職率は60.0%となっています。

(注7) 保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

図表- 76 児童養護施設入所児童の進学率, 就職率

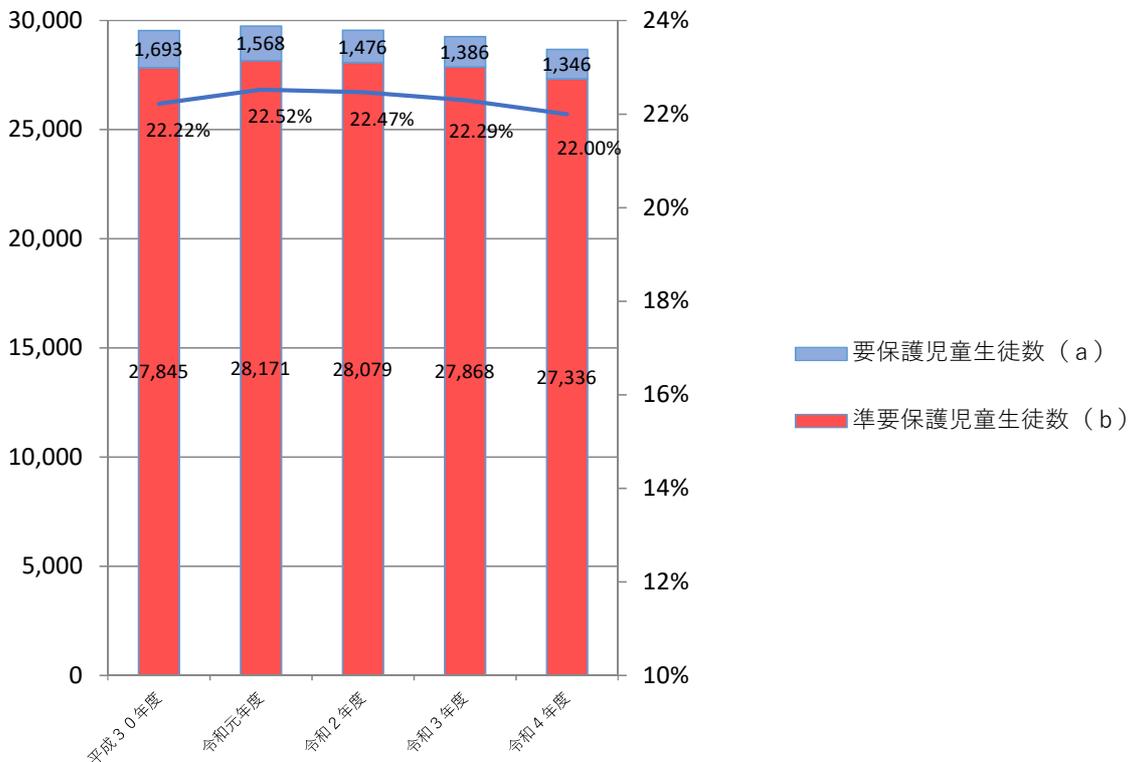
			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
中学校卒業後	進学	施設入所児童	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		県全体	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%	98.9%
	就職	施設入所児童	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		県全体	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%
高等学校等卒業後	進学	施設入所児童	34.2%	21.1%	31.7%	22.9%	40.0%
		県全体	69.4%	69.5%	73.0%	73.7%	72.9%
	就職	施設入所児童	65.8%	78.9%	65.9%	77.1%	60.0%
		県全体	27.6%	27.5%	24.6%	23.2%	23.7%

資料：施設入所児童は子ども福祉課調べ（各年3月末現在の状況）、県全体は文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出  
 ※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

#### (4) 就学援助

就学援助<sup>(注8)</sup>を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は、2018（平成30）年度は、29,538人であり、公立小中学校児童生徒数（132,921人）の22.22%でしたが、2022（令和4）年度は、28,682人と、公立小中学校児童生徒数（130,387人）の22.00%となっており、公立小中学校児童生徒数、要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計及び就学援助率はわずかながら減少しています。

図表- 77 要・準要保護児童生徒数の推移



資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(注8) 学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が実施する必要な援助



(5) 「かごしま子ども調査」調査結果

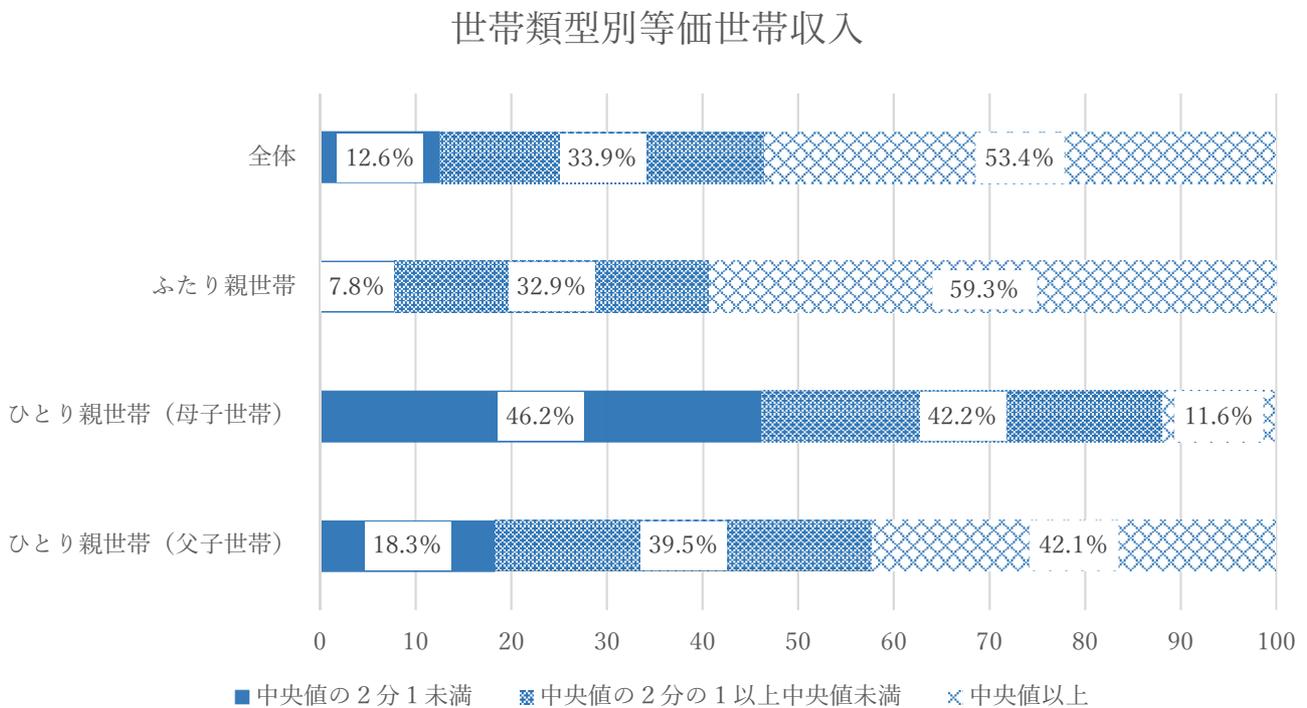
① 世帯類型と所得類型

2023（令和5）年度に県が実施した「かごしま子ども調査」の回答者を「等価世帯収入」による分類を行った結果、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1（118.75万円）未満」の世帯に該当するのは12.6%、「中央値の2分の1以上中央値（237.5万円）未満」の世帯に該当するのは33.9%、「中央値以上」の世帯に該当するのは53.4%となりました。

世帯の状況別に等価世帯収入の水準をみると、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、「ひとり親世帯」のうち「母子世帯」では、46.2%となっています。

等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯と「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯を合算すると、「ひとり親世帯」の「母子世帯」では88.4%と約9割近くを占めています。

図表- 78 かごしま子ども調査結果（等価世帯収入の水準）



資料：かごしま子ども調査（保護者票問28）

② 保護者の就労状況

「かごしま子ども調査」に回答した保護者の就労形態をみると、父親については、ふたり親世帯と比べて父子世帯の父親は、正規雇用の割合が低く、「嘱託・契約社員・派遣社員」や「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」、「自営業」の割合が高い状況となっています。

母親については、ふたり親世帯と比べて母子世帯の母親は、正規雇用の割合が高く、自営業や無職・その他の割合が低い状況となっています。母親が主たる収入を得ている母子世帯においては、正規雇用が53.8%と5割以上を占めていますが、ふたり親世帯の父親や父子世帯と比較すると、正規雇用の割合は低くなっています。

図表- 79 かがしま子ども調査結果（保護者の就労状況）

	正社員・ 正規職 員・会社 役員	嘱託・契 約社員・ 派遣職員	パート・ アルバイト・日雇 い・非常 勤職員	自営業 （家族従 事者、内 職、自由 業、フリ ーランス を含む。）	働いてい ない（専 業主婦／ 専業主夫 を含む。）	分からな い	いない	無回答
父親（全体）（％）	74.8	1.3	0.8	12.4	0.9	1.3	7.2	1.2
母親（全体）（％）	34.5	5.4	40.9	8.5	9.5	0.3	0.7	0.2
父親（ふたり親世 帯）（％）	83.0	1.4	0.8	13.6	1.0	0.2	0.0	0.0
父親（父子世帯） （％）	71.4	2.9	5.7	14.3	5.7	0.0	0.0	0.0
母親（ふたり親世 帯）（％）	32.2	5.1	43.2	9.2	10.3	0.0	0.0	0.0
母親（母子世帯） （％）	53.8	8.1	28.1	4.6	4.6	0.5	0.2	0.0

資料：かがしま子ども調査（保護者票問9）

③ 暮らしの状況

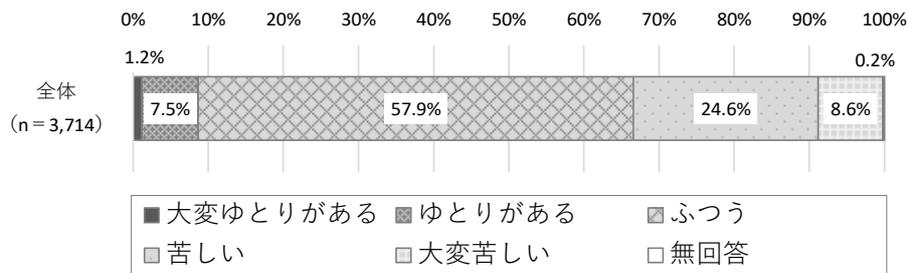
現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、「大変ゆとりがある」が1.2%、「ゆとりがある」が7.5%、「ふつう」が57.9%となっており、合わせた割合は66.6%となっています。一方で、「苦しい」は24.6%、「大変苦しい」は8.6%となっており、合わせた割合は33.2%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値以上」の世帯では19.0%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では45.2%、「中央値の2分の1未満」の世帯では61.9%であり、収入の低さに応じて割合が高くなっています。

世帯の状況別にみると、「ふたり親世帯」では30.5%の世帯が「苦しい」又は「大変苦しい」と回答しており、「ひとり親世帯」では52.8%となっており、ひとり親世帯の約5割の世帯で生活が苦しいと感じているようです。

今回調査と「令和3年子供の生活状況調査の分析」（以降、「内閣府調査」という。）を比較すると、「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、内閣府調査の全体で25.3%であり、今回調査(33.2%)が7.9%高くなっています。

図表- 80 かがしま子ども調査結果（暮らしの状況についての認識）



上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合	33.2	19.0	45.2	61.9	30.5	52.8	54.5
(%)	25.3	9.0	36.8	57.1	21.5	51.8	53.3

資料：かがしま子ども調査（保護者票問27）

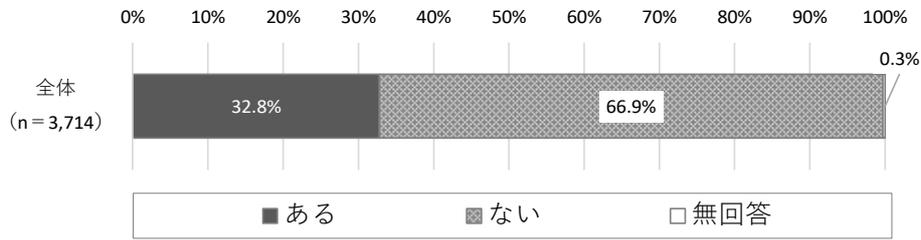
④ 子どもの学習意欲に応えられなかった経験

経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無については、「ある」が32.8%、「ない」が66.9%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「ある」と回答した割合が、「中央値以上」の世帯では22.0%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では42.1%、「中央値の2分の1未満」の世帯では54.4%となっています。

世帯の状況別でみると、「ある」と回答した割合が、「ふたり親世帯」では30.7%、「ひとり親世帯」では48.3%、うち「母子世帯」のみでは、49.7%となっています。

図表- 81 かがしま子ども調査結果（経済的な理由により、子どもの学習意欲に応えられなかった経験の有無）



上段：今回調査 下段：前回調査	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
「ある」と回答した割合 (%)	32.8	22.0	42.1	54.4	30.7	48.3	49.7
	34.1	20.7	43.5	55.2	32.2	47.4	49.6

資料：かがしま子ども調査（保護者票問23）

⑤ 食料・衣服が買えなかった経験、公共料金の未払いについて

過去1年間に必要とする「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、過去1年間で経済的な理由で「公共料金の未払い」が生じている割合は、全国に比べて高いです。特に、収入水準が低い世帯やひとり親世帯で生じている割合が高いです。

図表- 82 かがしま子ども調査結果（過去1年間に必要とする食料や衣服が買えなかった経験、過去1年間で経済的な理由で公共料金の未払いの経験が「あった」と回答した割合）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
食料が買えなかった経験 (%)	24.1	12.3	32.6	51.1	21.7	40.3	41.4
	11.3	1.9	15.0	37.7	8.5	30.3	32.1
衣服が買えなかった経験 (%)	27.3	14.9	36.8	53.7	24.8	45.6	47.2
	16.3	4.2	23.0	45.8	13.1	38.9	41.0
公共料金の未払い (%)	8.5	2.8	12.2	23.0	7.2	17.0	17.7
	5.7	0.9	7.1	20.7	4.3	16.2	16.4

資料：かがしま子ども調査（保護者票問29、問30、問31）

⑥ 支援制度・居場所等の利用状況について

支援制度・居場所等の利用状況について、全国に比べて「利用したことがある」の割合が高いです。一方、全国に比べて収入の水準が最も低い世帯やひとり親世帯では、「勉強を無料でみてくれる場所」や「何でも相談できる場所（電話やネットの相談を含む。）を利用したことがある」の割合が低いです。

図表- 83 かがしま子ども調査結果（支援制度・居場所等の利用状況について）

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	利用したことがある	あれば利用したいと思う	今後も利用したいと思わない	今後利用したかどうか分からない	無回答
ごはんを無料か安く食べることができる場所（子ども食堂など） (%)	9.9	26.9	22.9	39.8	0.5
	2.8	20.1	40.7	33.6	2.8
勉強を無料でみてくれる場所 (%)	5.5	32.5	23.9	37.6	0.5
	4.1	37.7	28.8	26.8	2.6
	3.0	14.8	33.7	48.0	0.6

何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)(%)	2.7	15.9	39.7	39.1	2.6
----------------------------------	-----	------	------	------	-----

資料：かごしま子ども調査(中学生票問17-a, 問17-b, 問17-c)  
「利用したことがある」と回答した割合

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	全体	等価世帯収入の水準別			世帯の状況別		
		中央値以上	中央値の2分の1以上中央値未満	中央値の2分の1未満	ふたり親世帯	ひとり親世帯	うち母子世帯
ごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)(%)	9.9	7.4	10.0	10.0	8.5	9.1	9.5
	2.8	2.3	3.6	3.4	2.4	6.7	7.0
勉強を無料でみてくれる場所(%)	5.5	5.5	5.3	8.9	5.7	6.1	6.1
	4.1	3.0	4.3	9.5	3.4	9.8	10.8
何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)(%)	3.0	2.6	3.4	3.1	2.9	2.9	3.2
	2.7	1.9	3.3	4.6	2.3	6.1	5.6

資料：かごしま子ども調査(中学生票問17-a, 問17-b, 問17-c)

⑦ 支援制度・居場所等の利用による変化について

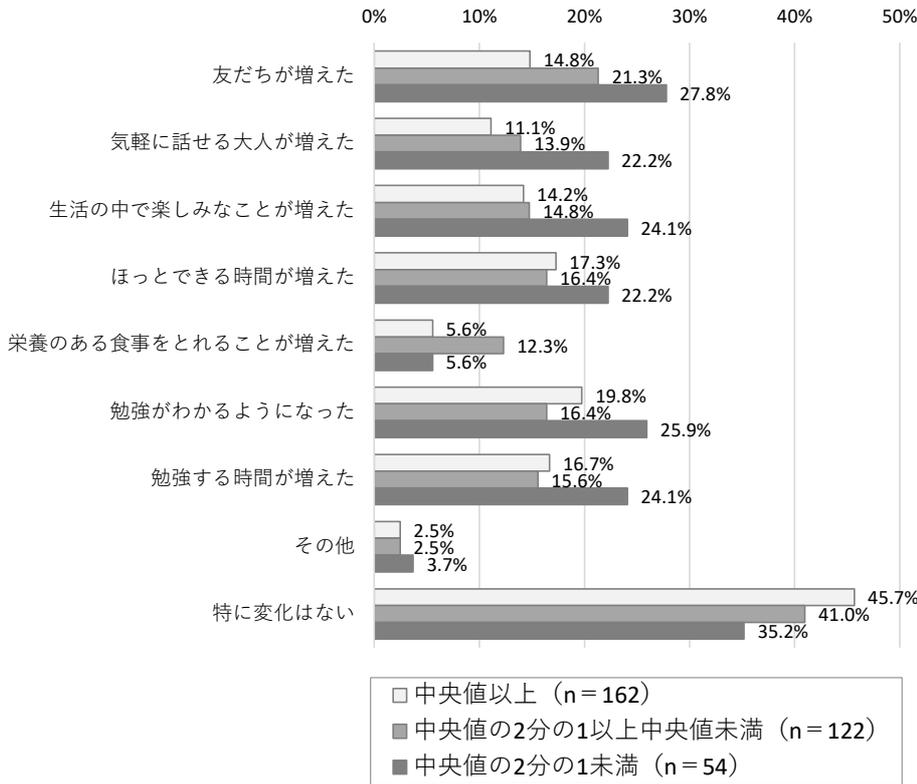
いずれかの支援制度・居場所等を利用したことがある場合に、利用による変化をどのように考えているかについて尋ねたところ、「特に変化はない」以外の回答では、「友だちが増えた」が16.5%、「ほっとできる時間が増えた」が13.9%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が12.8%となっています。

等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、他の世帯と比べて「特に変化はない」の割合が低くなっており、「友だちが増えた」が27.8%、「気軽に話せる大人が増えた」が22.2%、「生活の中で楽しみなことが増えた」が24.1%と、割合が高くなっています。

図表-84 かごしま子ども調査結果(支援制度・居場所等の利用による変化について)

上段：今回調査 下段：内閣府調査 (全国)	友だちが増えた	気軽に話せる大人が増えた	生活の中で楽しみなことが増えた	ほっとできる時間が増えた	栄養のある食事をとれることが増えた	勉強が分かるようになった	勉強する時間が増えた	その他	特に変化はない	無回答
利用による変化(%)	16.5	10.9	12.8	13.9	6.1	11.7	12.5	1.8	34.3	21.9
	21.5	15.9	29.9	26.3	5.7	15.0	21.5	7.3	33.8	5.7

資料：かごしま子ども調査(中学生票問18)



資料：かごしま子ども調査（中学生票問18）

## 4 子どもの状況

### (1) 学習状況

#### ① 全国学力・学習状況調査

2024（令和6）年度の全国学力・学習状況調査における、本県の平均正答数は、小学校6年生の国語、算数は全国の平均正答数とほぼ同等であり、中学3年生の国語、数学は全国の平均正答数をやや下回っています。

図表－85 全国学力・学習状況調査結果

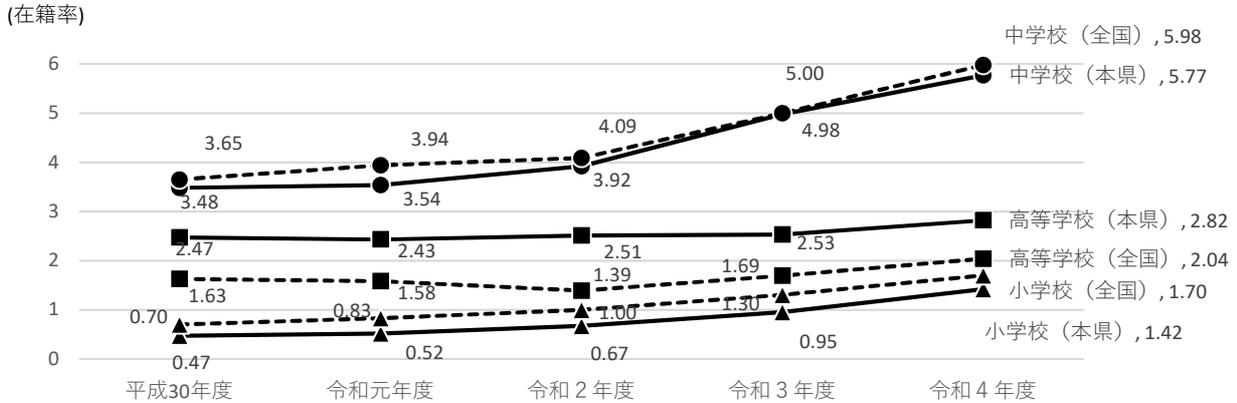
学年	令和6年度				令和5年度			
	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差	教科	県平均 正答数	全国平均 正答数	(参考) 全国 平均との差
小学校 (6年)	国語	9.6問 /14問	9.5問 /14問	0.1問	国語	9.4問 /14問	9.4問 /14問	0.0問
	算数	10.0 /16問	10.1問 /16問	▲0.1問	算数	9.8問 /16問	10.0問 /16問	▲0.2問
中学校 (3年)	国語	8.4問 /15問	8.7問 /15問	▲0.3問	国語	10.5問 /15問	10.5問 /15問	0.0問
	数学	8.0問 /16問	8.4問 /16問	▲0.4問	数学	7.2問 /15問	7.6問 /15問	▲0.4問

資料：県教育庁調べ

イ 全国との比較

2022（令和4）年度は、小学校及び中学校は全国よりも低くなっているのに対し、高等学校は全国より高くなっています。

図表- 96 不登校の児童の全国比較



資料：県教育委員会義務教育課・高校教育課「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（鹿児島県公立学校）」。在籍率＝不登校児童生徒数÷在籍児童生徒数×100

⑤ スクールソーシャルワーカー<sup>(注10)</sup>

本県の2023（令和5）年のスクールソーシャルワーカー数は99人となっており、前年の93人より増加しています。

図表- 97 スクールソーシャルワーカー数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
スクールソーシャルワーカー数（人）	86	86	93	99

資料：県教育庁調べ  
 ※県雇用人数，委託町村人数，単独実施自治体人数の総数

⑥ ヤングケアラー<sup>(注11)</sup>

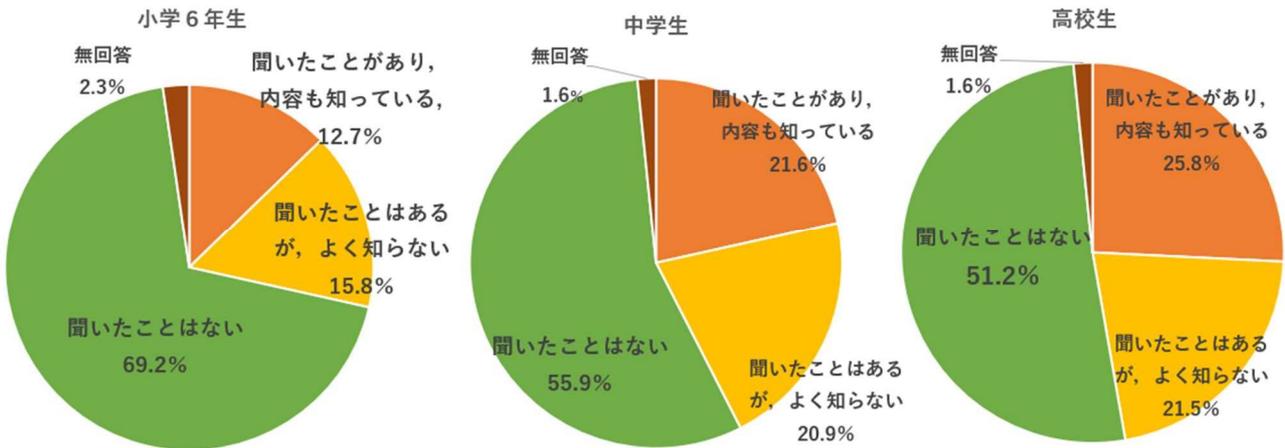
ア ヤングケアラーの認知度

2022（令和4）年度実施の「ヤングケアラー実態調査」によると、ヤングケアラーという言葉を知っている割合は、「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答したのは、小学6年生は12.7%、中学生は21.6%、高校生は25.8%だったのに対し、「聞いたことがない」と回答したのは、小学6年生は69.2%、中学生は55.9%、高校生は51.2%となっています。

(注10) 問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者

(注11) 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

図表- 98 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがあるか

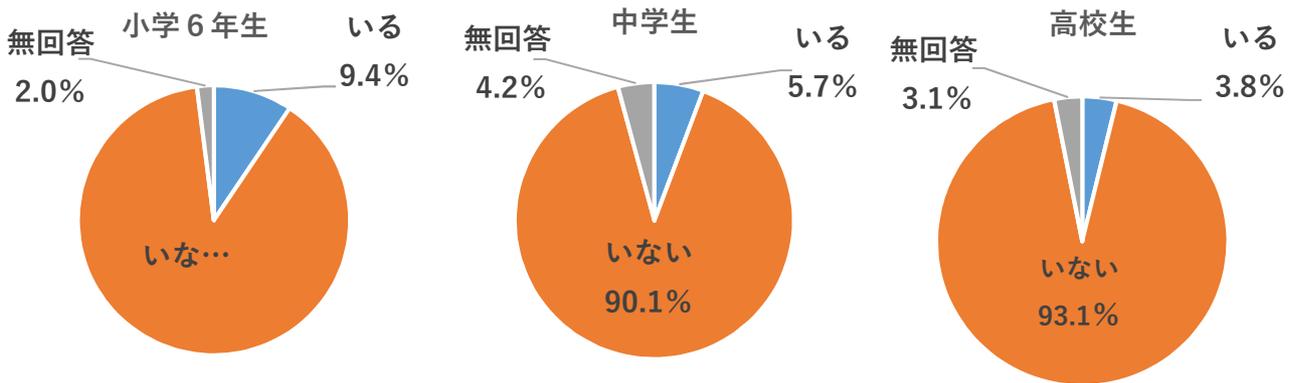


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果①）

### イ 世話をしている家族の有無

世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生は9.4%、中学生は5.7%、高校生は3.8%となっています。

図表- 99 家族の中で世話をしている人はいるか

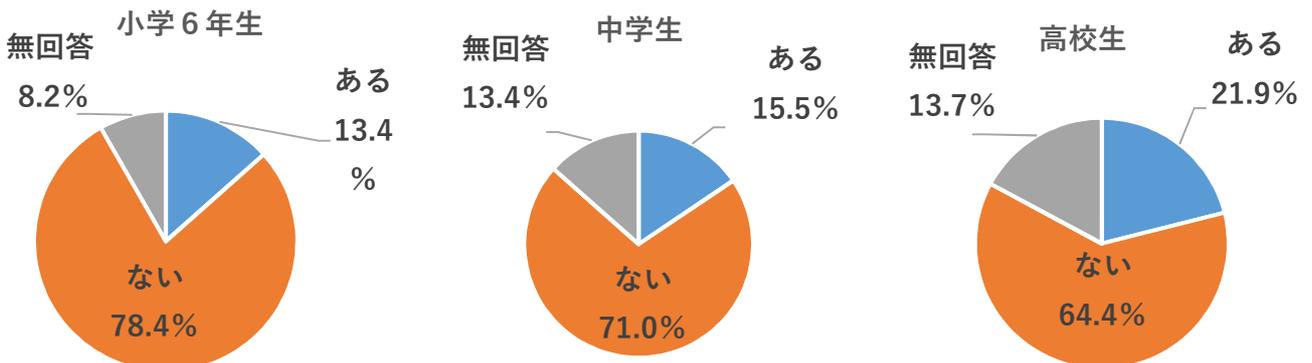


資料：県子ども福祉課「ヤングケアラー実態調査」（調査結果①）

### ウ 相談経験の有無

世話をしている家族がいると回答した中で、相談した経験が「ある」と回答したのは、小学6年生は13.4%、中学生は15.5%、高校生は21.9%だったのに対し、相談した経験が「ない」と回答したのは、小学6年生は78.4%、中学生は71.0%、高校生は64.4%となっています。

図表- 100 世話をしている家族のことや、お世手の悩みについて誰かに相談したことはあるか



## 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

### 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

①③④⑨資料3-3「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」参考  
《現状及び課題》 ⑧⑩⑪資料3-2「こども大綱」参考

① 国が2023（令和5）年12月に策定した「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による  
⑧ 困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、2024  
（令和6）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、法律の題名に「貧困の解消」が  
入り、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とされました。

⑨ 改正法は、子どもの貧困の解消に向けた対策の基本理念として、①子どもの現在の貧困を解消するととも  
③ に子どもの将来の貧困を防ぐこと、②教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生  
④ 活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの状況等に応じて包括的かつ早  
期に講ずること、③貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもが大人になるまでの過程の各段  
階における支援が切れ目なく行われることなどを示しています。

⑩ 貧困と格差はこどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の  
安定と持続性の低下にもつながります。このため、貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保  
し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての子ども施策の基盤  
となります。

本県における生活保護世帯の子どもの数は、2022（令和4）年は2,777人であり、被保護人員全体の約1割を占めています（図表-73）。生活保護世帯の子どもの中学卒業後及び高等学校卒業後の進学率は、県全体の進学率に比べ、低くなっています（図表-74）。また、高等学校等中退率は、県全体に比べ高くなっている状況です（図表-75）。

「かごしま子ども調査」によると、収入の低い水準の世帯やひとり親世帯は、必要とする食料や衣服を買えなかった経験や、子どもの学習意欲に応えられなかった経験がその他の世帯と比較して高い傾向にあります。（図表-82、図表-83）

一方で、子ども食堂などの居場所の利用によって生じた「友だちが増えた」などの前向きな変化は、収入の水準が低い世帯で顕著となっています。（図表-84）

⑳ 県子ども・子育て支援会議に設置した「子どもの生活支援対策部会」においても、「子ども食堂を入り口として、様々な支援の取組と繋げていくことが必要」などの意見が出されたところです。

㉑ 本県の子ども・若者の現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや体験活動等の機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んじられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む必要があります。

このため、教育の機会均等を保障するための教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を、子ども・若者のライフステージに応じて切れ目なく適切に提供する必要があります。

㉒資料3-5「第7回子どもの生活支援対策部会結果」参考

《施策目標及び具体的施策》

① 教育の支援

ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもたちの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実、貧困の世代間連鎖を断ち切ることもつながります。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の高い幼児教育・保育の確保に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化</li> <li>・ 各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助</li> </ul>	子育て支援課
保育士や幼稚園教諭等の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園等がそれぞれの特色に応じた幼児教育の実施に向け、各種研修会などの研修を充実させ、教諭・保育教諭・保育士の資質向上を図る。</li> <li>・ 教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、各種認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。</li> </ul>	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	<p>一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算Ⅱによる保育士等の処遇改善を図る。</p>	子育て支援課
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	<p>国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進</p>	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	<p>保育人材の確保や職場環境の改善、国の処遇改善等の制度の活用等に課題を抱える施設等に対し、専門家による指導・助言を行うなど、保育士のよりよい職場環境づくりを目指す</p>	子育て支援課
幼小接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種研修会での幼小接続に係る指導の推進</li> <li>・ 各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導</li> <li>・ 市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援</li> </ul>	子育て支援課 義務教育課

イ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習環境の整備や確かな学力の育成を図ります。

また、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制づくりを推進し、貧困世帯の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 ー 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学力・学習状況を鹿児島学力・学習状況調査などの客観的な調査に基づき的確に把握し、本県の実態に応じた学力向上策の推進</li> <li>・児童生徒の基礎的・基本的な知識及び技能と思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度等を育成する観点から、ICTの利活用を含め、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学校全体での学力向上に向けた組織的な取組の推進</li> <li>・困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力や自己肯定感などのいわゆる非認知能力も含めて、時代を切り拓く児童生徒に求められる資質能力の育成</li> </ul>	義務教育課
県立高校学力育成支援	生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組の推進	高校教育課
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課

ウ 高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であり、スクールソーシャルワーカー等による指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者の学び直しを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課
高校等で学び直す者に対する支援	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）高等学校等就学支援金相当額を支給	総務福利課 学事法制課

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、奨学金を貸与します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与</li> <li>・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与</li> </ul>	総務福利課

オ 特に配慮を要する子どもへの支援

児童養護施設等で暮らす子どもたちの学習環境の整備や学習指導等の充実を促進するとともに、幼稚園等における特別支援教育の推進を図ります。また、外国人の子どもの就学の促進と日本語指導が必要な子どもへの支援に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 ー 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学習指導の強化	児童養護施設等で暮らす児童の個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども福祉課
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助</li> <li>・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助</li> </ul>	義務教育課 保健体育課 特別支援教育課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課
外国人の子どもへの就学案内の徹底	外国人の子供の就学機会の確保に向け、市町村との連携を図り、未就学者の情報把握をした上で、県内在住外国人に対する就学のための必要な情報提供を行う。	義務教育課
日本語指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室を設置している学校への教員配置の充実</li> <li>・小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒、高等学校における外国人生徒に対する学習環境の整備</li> </ul>	教職員課 義務教育課 高校教育課
外国人生徒への進学・就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人生徒を対象とした高等学校の入学試験などのガイダンスの充実</li> <li>・高等学校及び大学・短大・専門学校など様々な学校への進学や就職などの進路実現に向けたキャリア教育の支援</li> </ul>	義務教育課 高校教育課

### カ 教育費負担の軽減

経済的な理由で、子どもたちが夢をあきらめることがないように、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助</li> <li>・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助</li> </ul>	義務教育課 保健体育課 特別支援教育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給</li> <li>生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給</li> <li>生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合、収入として認定しない。</li> <li>生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。</li> </ul>	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課

### キ 地域における学習支援等

地域による学習支援等の促進等を図るとともに、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援や地域における子どもの居場所となる子ども食堂への支援に取り組みます。

フリースクール等に通う子どもたちへの支援については、子どもの居場所の状況等を把握する実態調査の結果も踏まえその支援のあり方について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子どもの学習支援	生活困窮者 <sup>(注49)</sup> 世帯等の子どもに対して、学習支援（日々の学習の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援、高校中退防止等）を実施	社会福祉課
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施</li> <li>教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施</li> </ul>	社会福祉課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂の新規開設に要する経費を助成</li> <li>子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣</li> <li>子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援</li> <li>食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援</li> <li>子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援</li> </ul>	子ども福祉課

(注49) 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援</li> <li>・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援</li> </ul>	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行う NPO 等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充</li> <li>・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催</li> </ul>	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討</li> </ul>	子ども福祉課

## ク その他の教育支援

子どもの入館料等無料化を通じて、多様な体験活動の機会の提供などに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
多様な体験活動の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立青少年社会教育施設において、様々な状況下にある子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供</li> <li>・南北 600km の県土を有する鹿児島県の各地の特色ある歴史や伝統、文化、地域の特性などをフィールドワーク等を通して、鹿児島県を丸ごと理解し、郷土鹿児島の素晴らしさに気付き、誇りをもつとともに、郷土を愛する態度を育み、地域の発展に貢献しようとする青少年を育成</li> </ul>	社会教育課
子どもの入館料等無料化	<p>子どもたちが鹿児島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生（18 歳以下）の入館・入園料を無料化する。</p>	青少年男女共同参画課
進路保障の取組の推進	<p>子どもの置かれている現状や進路に関わる課題を踏まえ、子ども一人ひとりの育ちを全力でつなぐ進路保障の取組について、教職員等に対し理解と認識を深める研修を実施する。</p>	人権同和教育課

## ② 生活の安定に資するための支援

### ア 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

貧困世帯では複合的で多様な課題を抱えており、世帯の生活や子どもを支える総合的な取組が求められているほか、家庭内の課題を早期に把握し、適切な支援につなぐ必要性が指摘されています。また、社会的孤立に陥ることがないように、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 ー 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
産後ケアなど、妊産婦等の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う妊産婦健診、産前・産後サポート事業、産後ケア事業など、産前産後の支援の充実及び妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築</li> <li>・市町村が行う産婦健診において、産後のメンタルヘルスの観点から要支援産婦を把握し、関係機関と連携した支援体制の推進</li> <li>・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援の推進</li> <li>・若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健診の未受診者への受診の勧奨等を推進</li> <li>・産後ケア事業の更なる取組の推進等に向け、各市町村の実態に応じた広域的な連携支援を行い、市町村の体制整備を支援</li> <li>・妊婦と父親になる男性が共に、産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、共に子育てに取り組めるよう両親学級等の取組を推進</li> <li>・出産や子育てに悩む父親に対する支援体制の整備</li> </ul>	子育て支援課 保健所
乳児家庭全戸訪問事業の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども福祉課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子ども政策課 子育て支援課
養育支援訪問事業の推進	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要な家庭に対し、保健師等による指導・助言等の実施	子ども福祉課
「こども家庭センター」の設置促進	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の市町村における設置を促進するため、研修会の開催や助言等の支援を実施	子ども政策課 子育て支援課 子ども福祉課
妊娠・出産等に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予期せぬ妊娠を含む思春期から更年期にかけての健康に関する悩みについての電話相談やメール相談等を実施する女性健康支援センター「専門相談窓口」、保健所「一般相談窓口」を設置し対応</li> <li>・予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等に対するSNS等を活用した相談窓口「かごぶれホットライン」による相談対応や医学的・科学的に正しい知識の普及啓発</li> </ul>	子育て支援課
困難な問題を抱える女性への支援	特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対する相談・保護の実施、及び母子生活支援施設への一時保護委託や女性自立支援施設への入所措置などの支援を実施	男女共同参画室 女性相談支援センター
ひとり親家庭等への支援	県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親家庭等に対し、生活援助等を行う家庭生活支援員の派遣や、法律の専門家による相談等の支援を実施	子ども福祉課
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども福祉課

## イ 保護者の生活支援

さまざまな課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を実施するとともに、保育等の確保などの取組により、保護者の育児負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関<sup>(注50)</sup>において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画<sup>(注51)</sup>を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施</li> <li>・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給</li> <li>・シェルター<sup>(注52)</sup>退所者等に対し、入所に当たっての支援や居宅における一定期間の訪問による見守り生活支援を行う。</li> <li>・家計に課題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施</li> </ul>	社会福祉課
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	子ども政策課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども福祉課
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等の整備促進</li> <li>・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進</li> <li>・放課後児童対策パッケージに基づく放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携促進</li> <li>・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施促進</li> <li>・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進</li> <li>・全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の実施促進</li> </ul>	子ども政策課 子育て支援課

## ウ 子どもの生活支援

生活困窮世帯の子どもたちの学習・生活支援を行うとともに、社会的養育が必要な子どもたちへの

(注50) 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関

(注51) 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

(注52) シェルターは、ホームレスに対して緊急一時的な宿泊場所を提供することにより、健康状態の悪化を防止し、その自立を支援することを目的として運営される。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 - 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

生活支援を図ります。また、子ども食堂への支援や食育の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施</li> <li>教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施</li> </ul>	社会福祉課
里親制度の普及・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所や里親支援センターを中心に、里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進</li> <li>専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進</li> </ul>	子ども福祉課 児童相談所
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供</li> <li>母子保健関係者への食育に関する情報提供</li> <li>思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期の教育</li> </ul>	子育て支援課 保健所 保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成</li> <li>学校給食を活用した食に関する指導を推進</li> <li>地域の特性を生かした農業体験学習の取組</li> <li>「早寝早起き朝ごはん」等、家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進</li> </ul>	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等の活用により、保育所等における食育を推進	子育て支援課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂の新規開設に要する経費を助成</li> <li>子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣</li> <li>子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援</li> <li>食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援</li> <li>子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援</li> </ul>	子ども福祉課
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援</li> <li>子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援</li> </ul>	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行う NPO 等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充</li> <li>団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催</li> </ul>	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

## エ 子どもの就労支援

生活困窮世帯の子どもたちに対する進路選択や将来の就職に向けた相談等の支援や児童養護施設等で暮らす子どもたちの自立に向けた支援、若年者の職業的自立に向けた就労支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施</li> <li>教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施</li> </ul>	社会福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等で暮らす児童の進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を活用</li> <li>自立援助ホーム等の充実及び連携</li> </ul>	子ども福祉課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成</li> <li>地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援</li> </ul>	雇用労政課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施</li> </ul>	産業人材確保・移住促進課

オ 住宅に関する支援

住宅困窮度の高い子育て世帯やひとり親家庭の住宅確保の支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施	県営住宅の入居において、ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
子育て世帯等を受け入れる民間賃貸住宅の登録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅（空き家の活用を含む。）の登録・情報発信	住宅政策室
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施</li> <li>・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給</li> <li>・シェルター退所者等に対し、入所に当たっての支援や居宅における一定期間の訪問による見守り生活支援を行う。</li> </ul>	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課

カ 児童養護施設退所者等に関する支援

家庭復帰する子どもへの支援や児童養護施設退所者等に対するアフターケアなどの支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
代替養育を受けている子どもの家庭復帰に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭復帰に向けた親子関係の再構築支援の実施</li> <li>・要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携による、子どもの安全確認や必要な支援の実施</li> </ul>	子ども福祉課 児童相談所
アフターケアの充実	児童養護施設退所者等に対し、里親支援専門相談員や職業指導員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども福祉課
子どもの成長や就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等賃借の際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施</li> <li>・児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施</li> <li>・就労のため、20歳を超えて児童養護施設や里親宅、ファミリーホーム等引き続き居住する者を支援するため、居住費や生活費等の支援を実施</li> </ul>	子ども福祉課

キ 支援体制の強化

市町村の取組への支援や社会的養護の体制整備, 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進, 相談職員の資質の向上などを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施する産後ケア, 産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導, 乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援</li> <li>・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施</li> <li>・こども家庭センターの設置促進</li> </ul>	子ども政策課 子育て支援課 保健所
児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の新築や改築, 増築の際には, 小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先</li> <li>・既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進</li> </ul>	子ども福祉課
里親支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所や里親支援センターを中心とした, 包括的な里親支援の推進</li> <li>・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催</li> <li>・里親支援を行うため, 児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置を促進</li> <li>・レスパイト・ケア<sup>(注53)</sup>や里親サロン等による相談により, 里親の負担を軽減</li> <li>・里親やファミリーホームに養育を委託している子どもに対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施</li> </ul>	子ども福祉課 児童相談所
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止等のため, 児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に, 福祉, 保健, 医療, 学校, 警察等の関係機関が児童虐待の現状や課題等について, 意見交換等を実施	子ども福祉課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	各地域振興局・支庁単位で, 要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るため, 児童虐待の対応等について, 情報交換や研修等を実施	子ども福祉課 児童相談所
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員等の専門性強化と関係機関の連携強化を図る取組	子ども福祉課
児童家庭支援センターの運営に対する支援	社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置運営に対する支援	子ども福祉課
児童相談所の人員体制の強化	政令で定められた配置標準に基づく児童福祉司等の配置, 弁護士, 医師の配置等による支援・相談体制の整備	子ども福祉課 児童相談所
児童相談所の職員の資質向上, 専門性の確保	児童福祉司任用前講習会等の義務研修の実施, 児童福祉司を対象とした研修の実施, 民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども福祉課 児童相談所

(注53) 委託児童を養育している里親家庭及びファミリーホームが, 一時的な休息を必要とする場合に, 乳児院, 児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 ー 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施, 第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施, 民間委託等の検討	子ども福祉課 児童相談所
マイナンバーの利用による各種手続きの負担軽減	児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて, 町村における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進	子ども福祉課
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と, ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により, 各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課
相談職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため, 自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施</li> <li>生活保護世帯への支援については, 支援に当たる職員の資質の向上を図るため, ケースワーカー等に対する研修を実施</li> </ul>	社会福祉課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため, イベントや研修を実施	子ども福祉課
ヤングケアラーへの支援体制の整備及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラーの支援体制を構築するために, 関係職員等向けの研修会を実施</li> <li>関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるコーディネーターの配置</li> <li>気軽に悩みや経験などを共有することができる場としてのオンラインサロンの設置・運営</li> </ul>	子ども福祉課

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 職業生活の安定と向上のための支援

職業生活の安定と向上のため, 保護者が仕事と両立して安心して子どもを育てられる職場環境づくりの促進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりを推進するため, 広報誌「労働かごしま」の発行や働き方改革推進セミナー等の開催, 労働問題相談員による相談対応を通じた, 働き方の見直しや関係法令, 各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課
企業経営者・管理職等の意識改革や職場風土改革	企業経営者等を対象としたフォーラムの開催や, アドバイザーの派遣, ジェンダー平等に積極的に取り組む企業の表彰等を実施	男女共同参画室

イ ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭に対し, それぞれの置かれている状況に応じ, ハローワークと連携した就労支援や家庭生活支援による日常生活の支援など, きめ細やかな支援を図ります。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 ー 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	産業人材確保・移住促進課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施</li> <li>・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給</li> <li>・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で6月以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施</li> <li>・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催</li> </ul>	子ども福祉課
一時預かり等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の実施促進</li> </ul>	子ども政策課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども福祉課
ひとり親家庭への親の学び直しの支援	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に進学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給する。	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の実施促進	子育て支援課

ウ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

ふたり親世帯を含む困窮世帯等に対し、一人ひとりのキャリアや経験等に応じ、ハローワークと連携した就労支援やスキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援などを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	産業人材確保・移住促進課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して、一般就労に向けた個別支援を行うほか、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護受給者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援員による支援や、ハローワークと連携した支援、就労準備段階の者への支援等を実施する。</li> <li>・積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。</li> </ul>	社会福祉課

#### ④ 経済的支援

##### ア 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、大変重要です。

子どもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえながら、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童手当の支給	高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童のいる世帯への手当の支給	子ども政策課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども福祉課
ひとり親家庭の養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども福祉課
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助</li> <li>・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助</li> </ul>	義務教育課 保健体育課 特別支援教育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与</li> <li>・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与</li> </ul>	総務福利課
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化</li> <li>・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助</li> </ul>	子育て支援課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 - 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村を支援	子育て支援課
子ども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て期にある家庭の乳幼児に係る医療費の経済的負担を軽減することにより、乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児医療費の助成を行う市町村を支援</li> <li>経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす子ども医療給付を行う市町村を支援</li> </ul>	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども福祉課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会が、ひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども福祉課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給</li> <li>生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給</li> <li>生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない。</li> <li>生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。</li> </ul>	社会福祉課

⑤ 施策推進への支援等

ア 地域における施策推進への支援

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。このためには、県民の幅広い理解の下、子どもを社会全体で支援する気運の醸成を図るとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定を促進する必要があります。

また、国が実施する子どもの貧困実態等を把握するための調査研究及び子どもの貧困に関する指標に関する調査研究を通じて、地域における子どもの貧困の状況に関する地域別データを把握・提供するとともに、これらの調査研究やデータに基づいた計画の策定や施策の推進も必要となります。

子どもの貧困に関する県民の理解促進、市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援、国による調査研究を踏まえた施策の推進に取り組みます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 - 基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの貧困に関する 県民の理解促進	子ども食堂への支援に関する県政出前セミナーや関係者に対する研修会等の実施	子ども福祉課
	貧困にかかわらず、全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子ども福祉課
市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援	市町村において、地域の実情や離島といった地理的特性を踏まえた計画が策定され、計画に基づく対策が適切に実施されるよう、説明会の開催や助言等の支援を実施	子ども福祉課
施策の実施状況等の検証	子ども・子育て支援会議に設けた「子どもの生活支援対策部会」において、本計画に基づく具体的施策の実施状況や課題等を検証し、これを踏まえて具体的施策等の見直しや改善に努める。	子ども福祉課

## 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

### 基本施策 (5) 子どもの居場所づくり

#### ⑫～⑲資料3-4「こどもの居場所づくりに関する指針」参考

##### 《現状及び課題》

- ⑫ 国が2023(令和5)年12月に策定した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、子ども・若者が自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、生きる上で不可欠であるとしています。
- ⑬ 同指針では、① 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子ども・若者同士が遊び、育ち、学ぶ機会が減少しており、子ども・若者が地域コミュニティの中で育つことが困難になっている。② 児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺する子ども・若者の数の増加など、子ども・若者を取り巻く環境が一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化している。③ 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっているといった背景によって、子どもの居場所づくりの緊急性と重要性が増しているとしています。
- ⑰ 子どもの居場所づくりについては、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら進めることが重要であり、子ども施策、福祉施策、教育施策など様々な分野の関係者が連携して取り組む必要があります。

「かごしま子ども調査」によると、「ごはんを無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)」や「勉強を無料でみてくれる場所」について、約4割の子どもが「利用したことがある」または「あれば利用したい」と回答しており、本県においても、居場所が求められている状況となっています。(図表-83)

また、居場所の利用によって、多くの子どもに、「友だちが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」、「勉強する時間が増えた」などの前向きな変化が見られており(図表-84)、子どもの居場所づくり施策を推進していくことが重要です。

県では、NPO等の民間団体と連携し、不登校やひきこもり等の社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を対象とした居場所づくりを実施していますが、連携できている団体数は十分でなく、地域に偏りもあることから、子ども・若者が県内各地域で必要な居場所を持つことができるよう、NPO等の民間団体の活動を促進する必要があります。

子ども食堂は、地域のつながりが希薄化する中、困難を抱える子どもたちや親を含め、多世代交流や地域における居場所確保の機会を提供しており、今後もその役割は大きくなると考えられます。

現在、企業・各種団体から子ども食堂への食品等の支援の申出は増加傾向にありますが、食品を県内各地域で受け取ることができる拠点がなく、各地域に所在する子ども食堂への効率的な配送ができていない状況です。また、県内の子ども食堂は増加傾向にあることから、子ども食堂が地域において、安定して継続的に活動できるよう、関係者による地域ネットワークづくりや食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点づくりを支援する必要があります。

フリースクール等は、民間の自主性・主体性の下に設置運営されており、運営方針や利用する児童生徒の実態等に応じて、様々な学習や体験活動等が行われ、学校以外における子どもの居場所になっているなど、その性格、活動内容等が様々であることから、県内の子どもの居場所となっている施設の実態や不登校児童生徒の支援ニーズの把握等を行う必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

ア NPO等の民間団体と連携した居場所づくりの促進

不登校やひきこもり等の子ども・若者を対象としたNPO等の民間団体の居場所づくりを促進します。

また、子ども食堂のさらなる普及を図るため、子ども食堂の新規開設に要する経費の助成などを行うほか、地域における子ども食堂関係者のネットワークづくりを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひきこもりに関する支援体制の整備	ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある方等からの相談に対応するとともに、地域の居場所づくりや関係機関・団体等と連携した支援体制の充実を図る。	障害福祉課
障害児通所支援の推進	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援に係る経費の一部を負担	障害福祉課
地域子育て支援拠点の設置促進	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点の設置を促進	子ども政策課
放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・開所時間の延長について、国の補助制度による開所加算制度の積極的な活用を促進し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施</li> <li>・多様な民間サービスの参入促進</li> </ul>	子育て支援課
放課後児童クラブの受け皿確保	待機児童解消のため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの新設・改築や学校の空き教室・既存の保育所等の空き施設での開所を支援	子育て支援課
放課後子ども総合プラン推進委員会の開催	放課後子ども教室との連携を促進するなど、教育委員会と福祉部局の連携をはじめ放課後児童対策の総合的な在り方を検討するための推進委員会を開催	子育て支援課 子ども福祉課
放課後児童支援員等の確保及び資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員の有資格者を養成するため、国の基準等を踏まえた研修科目や研修時間等による認定資格研修を実施</li> <li>・放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図るため、必要な知識や技能等を習得するための研修を実施</li> </ul>	子育て支援課
放課後児童クラブにおける障害児の受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの経費への補助を実施</li> <li>・障害児の受入に必要となる専門的知識及び技術の習得等を図るため、放課後児童支援員及び補助員等を対象にした現任研修の実施</li> </ul>	子育て支援課
放課後児童クラブの保護者負担の軽減	保護者負担金の軽減を図るため、国の補助制度を活用し、放課後児童クラブの運営費への補助を実施	子育て支援課
放課後児童支援員等の賃金改善	放課後児童支援員等に対し、国の補助制度を活用し、処遇改善等加算による処遇改善を実施	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かごしま子ども・若者総合相談センターの運営による子ども・若者の相談対応・支援</li> <li>・子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援</li> </ul>	子ども福祉課
子ども・若者のための相談窓口、訪問支援、居場所づくりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行う NPO 等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充</li> <li>・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催</li> </ul>	子ども福祉課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども食堂の新規開設に要する経費を助成</li> <li>・子ども食堂の新規開設や運営をサポートする「子ども食堂アドバイザー」を派遣</li> <li>・子ども食堂、支援企業・団体、社会福祉協議会等の関係者による地域ネットワークづくりを支援</li> <li>・食材等の受入れ、配達、保管等を地域で行うための拠点整備を支援</li> <li>・子ども食堂と支援企業・団体とのマッチングを支援</li> </ul>	子ども福祉課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連携による情報交換の充実</li> <li>・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る児童生徒、保護者を対象とした相談・指導体制、支援施策の充実</li> </ul>	義務教育課 高校教育課

#### イ フリースクール等に通う子どもたちへの支援

「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討	子ども福祉課

## 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

### 基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援

#### 《現状及び課題》

不登校やひきこもりなどは、経済的な困窮やいじめ、家族関係など多岐にわたる様々な要因が複合的に絡み合っています。また、性の多様性についての理解は、十分ではありません。このようなことにより、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者への支援については、子ども・若者が有する問題や置かれた環境の状況等を的確に捉え、きめ細かに行うことが必要です。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出ているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合があることから、福祉、教育等の関係者が連携して、早期発見し、必要な支援につなげていく必要があります。

#### 《施策目標及び具体的施策》

#### ① 不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援

##### ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口として、かごしま子ども・若者総合相談センター及びひきこもり地域支援センターを運営するとともに、子ども・若者支援地域協議会の開催等により、関係機関・民間団体が連携・協力した取組を進めます。また、県内各地域で子ども・若者への相談支援に取り組むNPO等の民間団体の活動を促進し、かごしま子ども・若者総合相談センターや他の相談機関等との連携体制の拡充を図ります。

さらに、フリーター等を含む若年者の職業的自立に向けた就労支援を図るため、職業訓練や若者就職サポートセンター<sup>(注54)</sup>、地域若者サポートステーション<sup>(注55)</sup>における職業適性診断・指導やカウンセリングなどを実施します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

なお、不登校の児童生徒は、中学校段階において、入学後の環境の変化、学習内容の量の増加等により新規で発生して増加する傾向にあることから、小学校と中学校の緊密な連携を図ります。

フリースクール等に通う子どもたちへの支援については、「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、支援の在り方について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>かごしま子ども・若者総合相談センターの運営等による子ども・若者の相談対応・支援</li> <li>子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援</li> </ul>	子ども福祉課

(注54) 若者に対し、就職に関するあらゆるサービスをワンストップで一元的に提供し、本県若年者の雇用環境の改善を図る施設

(注55) 学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援するための施設

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり  
 - 基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための相談窓口の拡充及び支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各地域で子ども・若者への相談対応事業、訪問支援事業、居場所の運営事業を開始又は拡充を行う NPO 等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充</li> <li>・団体の相談支援活動の立ち上げや持続性を支援するためのアドバイザー派遣や研修会の開催</li> </ul>	子ども福祉課
フリースクール等に通う子どもたちへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクールに通う子どもたちへの支援の在り方について検討</li> </ul>	子ども福祉課
ひきこもりに関する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある方等からの相談に対応するとともに、地域の居場所づくりや関係機関・団体等と連携した支援体制の充実を図る。</li> <li>・リーフレットや HP 等の各種媒体を活用し、ひきこもりに関する普及啓発・情報発信を図る。</li> <li>・ひきこもり支援に関わる人材育成・資質向上のための研修会等を実施する。</li> </ul>	障害福祉課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成</li> <li>・地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援</li> </ul>	雇用労政課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施</li> </ul>	産業人材確保・移住促進課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就職支援の充実</li> <li>・郷土に愛着を持ち、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成するため、学校と地域が連携し、地域を題材とした学びや専門的職業人材育成の実践</li> <li>・将来の社会参画の実現に向けて必要な能力や態度の育成を図るため、経済団体等との連携による中・高校生のインターンシップや学校への講師派遣等の実践</li> </ul>	高校教育課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連携による情報交換の充実</li> <li>・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る児童生徒、保護者を対象とした相談・指導体制、支援施策の充実</li> <li>・学校や関係機関、民間施設等との連携</li> </ul>	義務教育課 高校教育課
性的マイノリティに関する理解と対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向・性自認の多様性に関する理解を深めるため、児童生徒の発達段階に応じた人権教育の充実を図る。</li> <li>・「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制の充実と個別の事案に応じた適切な支援</li> </ul>	人権同和教育課
「少年サポートセンター」における立ち直り支援等の実施	<p>少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期把握と問題解決のための助言、指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進する。</p>	人身安全・少年課

② ヤングケアラーへの支援

ア ヤングケアラーへの支援体制の整備等

家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもについては、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども自身やその家族に自覚がない、周囲が異変に気づいても家族の問題に対してどこまで介入すべきかわからないといった理由から、必要な支援につながっていない場合があることから、関係者が連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ヤングケアラーへの支援体制の整備及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーの支援体制を構築するために、関係職員等向けの研修会を実施</li> <li>・関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるコーディネーターの配置</li> <li>・気軽に悩みや経験などを共有することができる場としてのオンラインサロンの設置・運営</li> </ul>	子ども福祉課
こども家庭センターの設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供するこども家庭センターの設置を促進し、切れ目ない支援を実施	子ども政策課 子ども福祉課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員等の専門性強化と関係機関との連携強化を図る取組を実施	子ども福祉課

③ 非行防止と自立支援

ア 青少年の非行防止

学校や警察等の地域の関係機関・団体との連携により、こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
非行防止活動の推進	少年補導委員等による街頭補導や県内の少年補導センター等を中心として健全な青少年を育成する人材の確保に努めるとともに、広報啓発資料の配布等により地域における青少年問題に対する関心を深め、学校をはじめとした関係機関・団体等と連携して社会全体に対する意識啓発を図ることにより、青少年の非行防止を図る。	青少年男女共同参画課

## 第7章 数値目標

### 1 重点数値目標

子ども・子育て関連施策上重要で、第5章「施策の方向」で位置付けた主な取組に関連する数値目標であり、計画期間中の毎年度において、その進捗を管理するとともに成果を現す目安と位置付けるものです。

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	かごしま出会いサポートセンター会員登録数	853人	1,200人
2	かごしま出会いサポートセンター会員登録者の延べ成婚数	110組	230組
3	こども家庭センターの設置市町村数	10市町村	全(43)市町村
4	保育所等待機児童数	61人	0人
5	地域子育て支援拠点の実施市町村数	39市町村	全(43)市町村
6	病児保育事業の実施箇所数	43箇所	57箇所
7	休日保育の実施箇所数	30箇所	32箇所
8	放課後児童クラブ待機児童数	162人	0人
9	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	20市町村	27市町村
10	男性の育児休業取得率	44.1%	78.0%
11	ワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業の割合	82.4%	90.0%
12	いずれは、結婚しようとする未婚者(40代まで)の割合	56.3%	増加させる
13	予定している子どもの数が2人以上と答える人の割合	80.8%	増加させる
14	子育てがしやすくなったと感じる人の割合	25.6%	31%
15	仕事と家庭の両立がしやすくなったと考える人の割合	24.4%	33%
16	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	- (15.7% <sup>※2</sup> )	70%
17	「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	- (84.1% <sup>※3</sup> )	90%
18	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	- (97.1% <sup>※3</sup> )	現状維持
19	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	- (20.3% <sup>※2</sup> )	70%
20	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	- (27.8% <sup>※2</sup> )	70%
21	意見表明員等支援員に意見を言えて良かったと感じる措置児童等の割合	-	100%
22	性別による固定的な役割分担を否定する人の割合	60.4% <sup>※R3年度値</sup>	70% <sup>※5</sup>
23	子ども食堂の数	197箇所	377箇所
24	子ども食堂地域ネットワーク拠点の数	-	20箇所
25	男性の家事・育児時間	2時間05分 <sup>※4</sup>	2時間30分
26	代替養育を受けている子どもの里親等委託率	17.0%	40.1%

※1 12～15の項目については、5年後の県民意識調査の結果により評価を行う。

## (2) 子どもの貧困解消対策計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	子どもの貧困対策計画の策定市町村数	22市町村 ※R4年度値	全(43)市町村
2	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率)(中学卒業後)	95.5%	99.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの進路決定率 (進学・就職率)(高等学校等卒業後)	86.2%	97.6%
4	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.5%	0.8%
5	母子・父子自立支援員の配置市町村数	3市町村	6市町村
6	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,853人	2,408人
7	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	90.5% ※R4年度値	100.0%
8	こども家庭センターの設置市町村数	10市町村	全(43)市町村
9	子ども食堂の数	197箇所	377箇所
10	子ども食堂地域ネットワーク拠点の数	-	20箇所

## (3) 子ども・若者計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	「優れた地域塾」認証団体数	64団体	80団体
2	子ども食堂の数	197箇所	377箇所
3	子ども食堂地域ネットワーク拠点の数	-	20箇所

## (4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	母子・父子自立支援員の配置市町村数	3市町村	6市町村
2	ひとり親家庭自立支援給付金の延べ支給者数	1,853人	2,408人
3	ひとり親家庭自立支援給付金受給者の就職・進学率	90.5% ※R4年度値	100.0%

## (5) 放課後児童対策に係る県行動計画

番号	数値目標項目	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
1	放課後児童クラブ待機児童数	162人	0人
2	放課後児童支援員の認定資格研修総受講者数	3,973人	6,300人